職場のハラスメント

これって ハラスメント？

こんな簡単な仕事もできないのか！	女の子が入れたお茶はおいしいな	つわりでそんなに休まれたら困るよ
パワハラ パワー・ハラスメント	**セクハラ** セクシュアル・ハラスメント	**マタハラ** マタニティ・ハラスメント

発言した側に悪気がなかったとしても、相手が**傷ついたり、不快に感じたり、不利益を受けることにつながれば、ハラスメント**になります。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）と、セクハラなどの防止対策を強化する関連法もあわせて施行されました（中小企業は2022年4月より義務化）。「知らなかった」「昔はこれぐらい問題なかった」は通用しなくなっているのです。

厚生労働省は、次の3つすべてに当てはまる行為をパワハラとしています。

仕事上必要で適切な範囲の指示や指導はパワハラにはなりません。

1. 優越的な関係を背景とした言動
2. 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
3. 労働者の就業環境が害されるもの

職場で起こるセクハラには、対価型と環境型があります。

対価型セクハラ
性的な言動を拒否したために不利益を受けること

環境型セクハラ
性的な言動によって仕事に支障が生じること

妊娠・出産をしたことにより嫌がらせや不利益を受けるハラスメントは、女性に対するマタハラだけではありません。例えば、育児休業を取得した男性が職場で受ける不利益もハラスメントにあたります。

ハラスメントは職場だけに限らず、学校や家庭などどんな場所でも起こる可能性があります。「□□ハラ」という言葉は広く使われるようになりました。ハラスメントになるのを避けるには、相手の立場に配慮したコミュニケーションを意識することが大切です。